

議案第3号

市川市第三庁舎耐震補強工事請負変更契約について

市川市第三庁舎耐震補強工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成20年6月4日提出

市川市長 千葉 光行

記

- 1 工 事 名 市川市第三庁舎耐震補強工事
- 2 工 事 場 所 市川市八幡1丁目548番1
- 3 請負代金額 271,635,000円
- 4 契約相手方 東京都新宿区津久戸町2番1号  
株式会社熊谷組 首都圏支店  
代表者 常務執行役員支店長 吉川 定
- 5 工 事 概 要  
耐震補強概要 柱・梁補強 外付け鉄筋コンクリートフレーム  
壁補強 外付け鉄骨ブレース  
内部補強 接続部改修  
建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）  
地上6階・地下1階建 延7,149.13平方メートル  
建設年度 昭和54年度

## 理 由

既定予算に基づく市川市第三庁舎耐震補強工事について、請負者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と請負者株式会社熊谷組とは、平成19年9月13日で締結した市川市第三庁舎耐震補強工事請負契約(以下「原契約」という。)について、原契約約款第16条の定めるところにより協議した結果、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。

ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害の賠償の責を負わない。

(工事内容の変更)

第1条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

第2条 前条で定める工事内容の変更に伴い、原契約第4項に定める請負代金額

「¥261,660,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥12,460,000」を

¥9,975,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥475,000増額し、

「¥271,635,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥12,935,000」に改める。

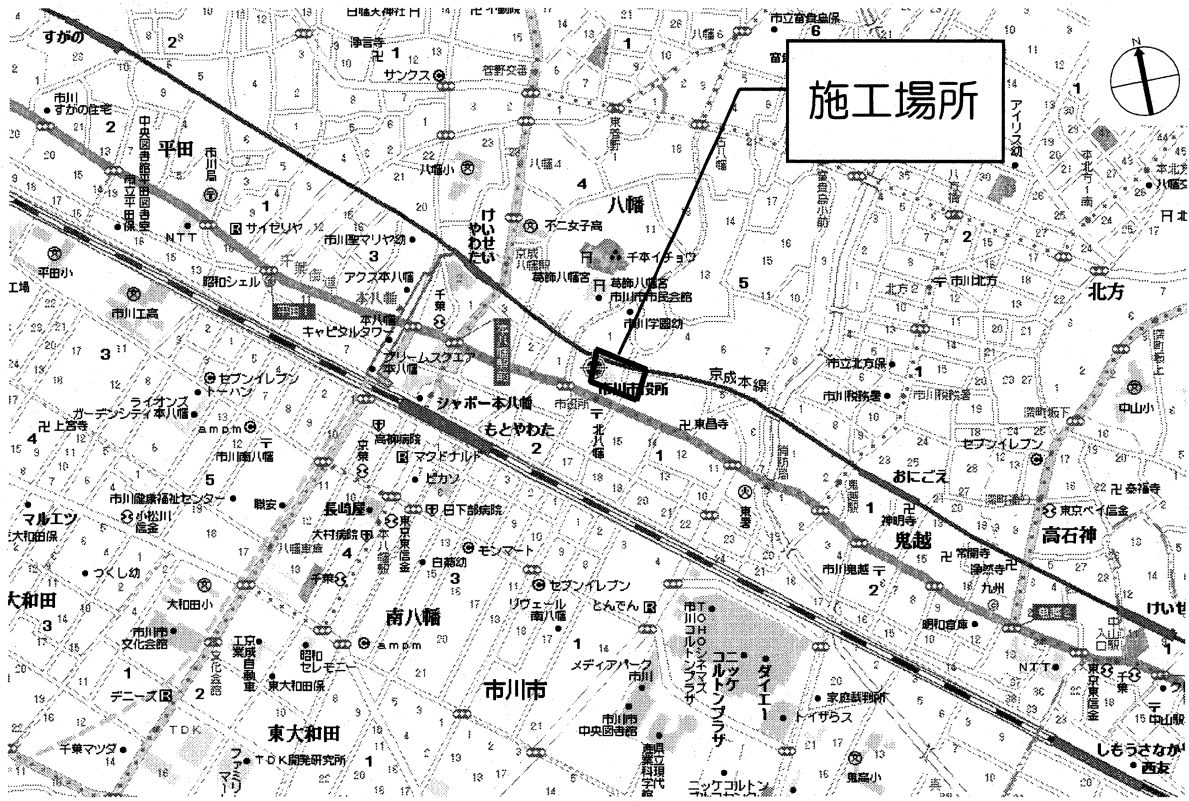
この契約の証しとして、本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年 5月27日

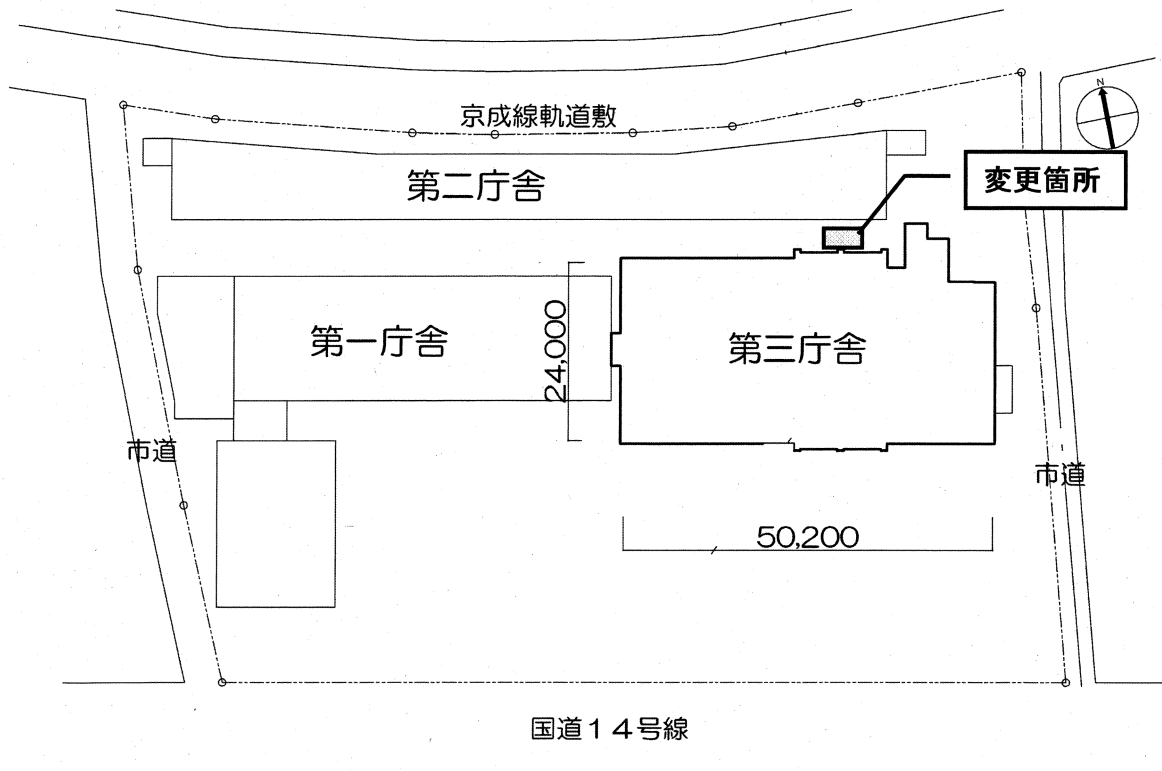
住所 市川市八幡1丁目1番1号  
発注者 市川市  
氏名 代表者 市長 千葉 光 行 印

住所 東京都新宿区津久戸町2番1号  
請負者 株式会社熊谷組 首都圏支店  
氏名 代表者 常務執行役員支店長 吉川 定 印

議案第3号参考図その1

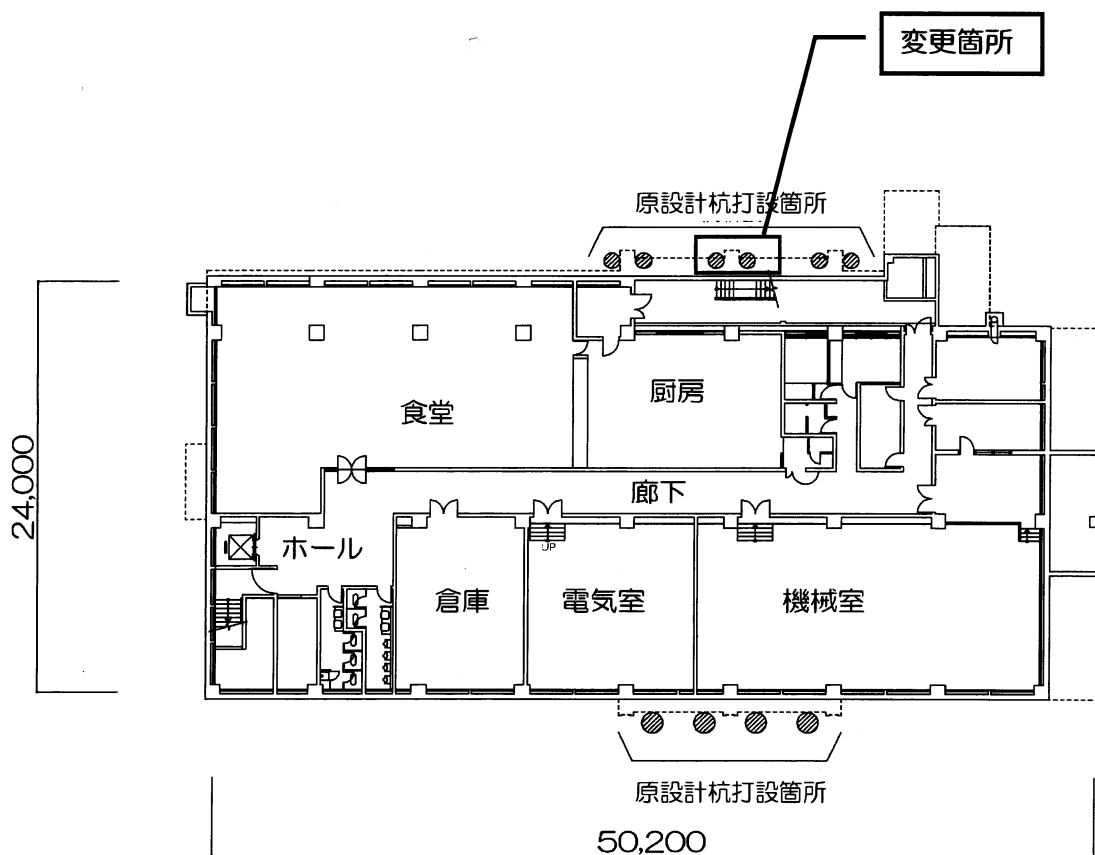


案内図



配置図

議案第3号参考図その2



地下1階平面図